

土地と償却資産の区分

【土地とは】 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

⇒これに加えて…

①土地に付加されたもの + ②事業用 + ③税務会計上原価償却資産として経理されたもの ⇒ **償却資産**

【償却資産とされるもの】

土地に定着する	岸壁、橋、栈橋、軌道(レール、枕木、砂利等含む)、貯水池、煙突、坑道
舗装道路における舗装部分	道路建設費のうち舗装部分の造成に要した費用
舗装路面	工場の構内 作業広場 飛行場の滑走路 誘導路の舗装部分
民間企業の経営する自動車道	道路の舗装部分のみならず、原野、山林等を切り開いて構築した切土、盛土、路床、路盤、土留等の土工施設